

第1回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 市営の合葬墓について

高齢化と人口減少を背景に、本市でも墓じまいを考える人が増えている。合葬墓の設置が急がれる。

（1）市営墓地利用者を対象にしたアンケート調査の結果について伺う。

（2）木原墓地内に合葬墓を設置して欲しいと多くの市民の声があるが、市の考えを伺う。

2. 不登校児童生徒への支援について

串木野中学校は統合により生徒数が大幅に増える。不安を感じている児童生徒への心のケア（支援）が重要である。

（1）校内支援教室の現状はどうか。

（2）小中学校の不登校の現状はどうか。

（3）不登校児童生徒に学校外検診を実施しているところもあるが、本市ではどうか。

3. 地域防災計画について

きめ細かく支援や対策を掲げてあるが、多くの市民はどこまで対応できるのか課題である。

（1）内水氾濫の危険性がある時に、市公式LINEから通知がなされる浸水センサーについて、住民へのアプリ登録等の周知はどのようなか。

（2）親子のための防災手帳を作成しているところもあるが、本市ではどうか。

（3）防災ボランティアの取組について、現状はどうか。

（4）川内原発は、法律で定められた運転期間40年が延長された。本市として今後どのように関わっていく考えか。

西 美香君

1. 学校統廃合について

（1）中学校統廃合の決定に至る経緯と理由・判断基準や統廃合決定後の影響について伺う。

（2）統廃合による通学環境、学習環境、部活動の状況、生徒や保護者の意見などをどのように把握しているのか。併せて、その把握内容に対する対応について伺う。

（3）統廃合に伴うスクールバス運行予定、各路線の利用見込み人数、運行ルートや時間帯、安全面や利便性について伺う。

（4）スクールバスの有効活用について伺う。

（5）閉校となる跡地活用の現状と今後の計画について伺う。

（6）校舎跡地活用において、建物の老朽化や耐震性、維持管理費用、解体する場合の費用負担等、どのように想定しているか。地域住民への説明や意見聴取をどのように考えているのか伺う。

（7）今後予定される小学校の統廃合は、中学校統廃合で明らかになった課題や反省点を活かすことは重要である。検討開始時期、検討体制、想定されるスケジュールをどのように考えているか伺う。

江口祥子君

1. 産前産後支援について

近年少子化が急速に進行する中、核家族化や地域とのつながり希薄化により、身近に頼れる人がいない家庭も増えている。安心して子育てができるよう切れ目のない支援体制の取組について伺う。

（1）産前産後支援の現状について伺う。

（2）産後うつ予防及び孤立防止対策について伺う。

（3）産後ケア事業の利用しやすさ向上について伺う。

2. プラスチック資源循環の促進について

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への本市の対応について伺う。

(1) 本市の「ごみ減量化」及び「資源リサイクルの施策」の現状について伺う。

(2) 本市は、2050年ゼロカーボン宣言を行い、その実現を目指している。

市民や排出事業者に対し、広く現状課題について理解を得るための取組が必要ではないか。

(3) 国が推奨する「容器包装と製品プラスチックの一括回収」に対する本市の考えを伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（3月5日）（木曜）

出席議員 13名

1番	西	美香君	9番	東	育代君
3番	福山	修司郎君	10番	濱田	尚君
4番	奥吉	拓郎君	11番	竹之内	勉君
5番	竹中	ひかり君	12番	原口	政敏君
6番	西田	憲智君	13番	福田	清宏君
7番	吉留	良三君	14番	松崎	幹夫君
8番	江口	祥子君			

欠席議員 1名

2番	二井谷	友希君
----	-----	-----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神蘭敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	吉永康彦君
副市	長	出水喜三彦君	消防長	上夷征史君
教育	長	相良一洋君	市民生活課長	西久保敏彦君
総務課	長	長畑正博君	学校教育課長	西村喜一君
企画政策課	長	山崎達治君	まちづくり防災課長	宮持大作君
財政課	長	神蘭正樹君	子どもみらい課長	久徳和久君

令和8年3月5日午前10時00分開議

△開 議

○議長（松崎幹夫君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松崎幹夫君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、東育代議員の発言を許します。

〔9番東 育代君登壇〕

○9番（東 育代君） 皆様、おはようございます。昨日から公立高校の入試が始まっていますね。

ところで、3月8日、何の日か御存じの方はいらっしゃるでしょうか。国連が定める国際女性デーです。我が国では初めての女性総理大臣が誕生し、高市政権が発足しました。しかし、日本で特に鹿児島県では、政治や経済の意思決定の場における女性参画は遅れていると言われております。社会に根強い性別役割分担意識は巡り巡って男性を含めた全世代の生きづらさにつながっていくと言われております。

先日、鹿児島市で開催されました「女性の政治参画を促すセミナー」で、地域社会には、今までのリーダーが聞き取れていない声なき声がいっぱいあると指摘され、男性に見えていない問題が女性には見えていることがある。新しい声を見つけて届ける役割を女性リーダーに期待したいと政治に女性の力が必要と述べられました。

本市では、昨年秋の改選で女性の新人議員が3名誕生し、女性議員は5名となりました。

今回の一般質問者は5名ですが、4名の女性議員が本市の課題や未来について、市長の見解をお聞きしてまいります。お一人は産休に入られましたが、皆様御承知のように、前回の12月議会では一般質問をされ、そして多くの地域課題を指摘されました。すばらしい提案をなさいました。いちき串木野市議会もこれまでとは違った景色が見えてきているようでございます。これからとても楽しみです。

さて、私は市民の声を基に今回は、3件の質問をして、市長の見解を求めてまいります。

まず初めに、市営の合葬墓についてです。

高齢化と人口減少を背景に、本市でも墓じまいを考える声が増えています。合葬墓の設置が急がれるように感じております。

そこで、一つ、市営の墓地利用者を対象にしたアンケート調査の結果について、二つ、木原墓地内に合葬墓を設置してほしいと多くの市民の声があります。

以上、2項目について市長の見解を求めて壇上からの質問といたします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育代議員の御質問にお答えをいたします。

木原墓地は、昭和31年の供用開始から既におよそ70年が経過をいたしております。老朽化が進んで、また、お墓を管理されている方も高齢化であったり、あるいは代替わり、こういう状況にあるところであります。

近年、納骨堂への墓じまい、樹木葬や海洋葬などの、いわゆる墓石を持たない一代限りの自然葬、都市部では設置が多い合葬墓の利用など、お墓に対する考え方も多様化してきております。

こうした状況を踏まえまして、令和6年9月に、利用者の意向を把握し、今後の整備に生かすために、令和6年9月に、木原墓地の今後の在り方についてアンケート調査を実施いたしました。

そのアンケート調査の結果では、現状維持を希望する、こういった意見がおよそ半分を占めており、すなわち、当面は適正な維持管理を行う必要がある、このように捉えているところでございます。

また一方、合葬墓の整備を問うこの質問に対しては、この合葬墓が必要だと、こういう意見が一定数示されておりますので、将来を見据えた検討を行う時期に来ているのではないかと、このように捉えております。

しかしながら、合葬墓整備に当たっては、その費用面、設置場所、お墓の形態、こういった具体的な課題のほか、市内の納骨堂であったり、共同墓地の

状況、こういったものも総合的に考える必要があるのではないかと考えております。

このようなことから、今後の木原墓地の在り方について、市民の皆さんのニーズに応えられるよう、庁内にまずは検討委員会を設置して、今後の木原墓地の維持管理、整備の方針、そして、合葬墓の設置、このことを含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、アンケート結果の詳細につきましては、担当課長のほうが答弁をいたします。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 令和6年9月にを行いました木原墓地のアンケート結果についてであります。

本調査は、木原墓地利用者に対して、今後の墓の在り方や合葬墓のことなど15項目の質問を郵送で行いました。送付件数の1,818件に対して、回答数は943件で、回答率は51.9%でありました。

今後のお墓の在り方について、このまま継続したい方49.6%、墓じまいを予定している、今後検討する方32.6%、分からないとの回答が17.8%となっており、墓じまい後の遺骨の埋葬形態については、寺、民間の納骨堂55.6%、合葬墓26.3%、散骨7.2%と続き、管理を必要としない形態を希望する方が多い結果となっております。

合葬墓については、市での整備の必要性については、必要30.9%、どちらかといえば必要31.1%と答えられており、整備の場所としては、木原墓地でよい81.8%、別の場所5.0%となっております。

また、市で合葬墓を整備してほしい理由としては、子らへ負担をかけたくない31.1%、市の管理だと安心感がある29.3%となっております。

なお、全質問項目の回答結果は、昨年、本市のホームページでも開示しており、どなたでも閲覧できるようにとなっております。

アンケートの結果、木原墓地利用者の合葬墓への一定のニーズはあるものの、約5割の方が現状を望まれていることから、墓地内の整備、維持管理についても引き続き努めてまいります。

○9番（東 育代君） ただいま市長から、また、担当課から答弁いただきました。5割の方が現状維

持を希望しているという答弁であったんですが、でもこれって回答した人は50%しかいなかったわけで、50%の中の回答した中の現状維持という数ですね。あとの人は、ほぼほぼ無管理状態と考えたときに、この50%が維持したいということを主張されるというのはちょっともうどうかなという思いもして今回質問しているところです。

アンケート調査結果をこうしていただきました。細かく私も見せていただきましたが、やはり、墓じまいを考えるでは、将来管理してくれる人がいない、あるいは子や孫に負担をかけたくないという意見があるようですし、合葬墓を整備する必要があるかについては、必要がある、どちらかといえば整備する必要があるが78%強のようです。

敷地内に合葬墓を設置することについては、場所の確保が困難ということも理解しますし、既存の墓石をそのために移設するということとはとてもリスクがあるということも理解できますが、5年後、10年後を見据えたときに市としてどうするのか、木原墓地の在り方について早急に検討すべき時期が来ていると思います。再度お聞きします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど壇上からも申し上げましたように、アンケート結果、確かに回答率半分なんです。半分なんです、その中で、現在の墓石を大事に大切に守っていききたい、こういう方もおよそ半分いらっしゃいます。ですから、老朽化が進んでくる中では、やはり現状の形態でもって不備な部分、これをしっかりと維持補修やっていかなければいけないなど。

そして、もう一方では、合葬墓を含めた形の新しい形態、子どもであったり、あるいは将来に負担をかけたくないという、こういう新しい形態の墓地の在り方といいましようか、お墓の在り方を希望される方もいらっしゃいますので、合葬墓を含めて、今後、木原墓地をどうするのかと。もう整備から70年たっておりますので、あちこち老朽化が進んできております。

この補修と、それから新しい形態と合せて、庁内に検討委員会を立ち上げて、そしてこの中で、今申し上げたことを検討していく、こういう時期に来て

いるという、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○9番（東 育代君） 庁内に検討委員会を立ち上げるということでしたので、一步前進かなと思いますが、やはり、現在の形態を考えたときに、とても真ん中辺は行けない、行くのが困難ということもあって、だから、本当に半分はもう無管理状態であるわけですね。だけれど、ポツポツに無管理の状態があるのでそこを集めるということは本当に困難だとは思いますが、今度から、今回また庁内で検討委員会を設置されて、できるだけ早くどのような形が一番いいのか、もちろん民間との兼ね合いもありますし、でもこの高齢化の中、核家族化の中で、このまま検討、検討、検討で長くいくということがどうなのかなあということも考えますし、やはり、一日も早く方向性を示していただきたいという思いで今回質問いたしました。もう1回答弁いただきたいと思ったんですが、多分同じ回答になると思いますので、ここでやめます。次の質問に移ります。

不登校児童生徒への支援についてということの質問に移ります。

不登校児童生徒への支援について、串木野中学校は統合により生徒数が大幅に増えます。不安を感じている児童生徒への心のケア（支援）が重要であるように思います。

そこで、校内支援教室の現状はどうかについて伺っていきます。

まず、一つに利用状況と支援体制、二つ目に利用者、支援員、保護者、学校との関わり、三つ目に利用者の声は、以上3点について、市内の2校ある校内支援教室の現状をお聞きます。

○学校教育課長（西村喜一君） 校内支援教室の利用状況と支援体制についてでございます。

まず、現状、利用状況ですが、現在本市には、串木野中学校、串木野小学校に校内支援教室を設置し、それぞれ1名ずつ支援員を配置しているところでございます。

利用状況についてですが、1日の平均の利用者数は中学校が3.3人、小学校は3.8人となっております。延べ人数にしますと、これまでに中学校では442人、

そして、小学校では502人の児童生徒が利用しているところでございます。

不登校傾向の児童生徒に限らず、様々な理由で教室に入れなかったり、悩みや不安を抱えたりしている児童生徒が利用しているところでございます。

主な支援は、学習、生活支援と心身のケアを目的とした相談でございます。

また、利用者、支援員、保護者、学校との関わりについてでございますが、利用者である児童生徒と支援員の関わりについては、支援員は教える、指導するだけではなく、生徒の悩みや関心に寄り添って、そして、心理的な負担を軽減する役割も担っているところでございます。

把握した児童生徒の小さな変化、学習の状況を管理職や担任、養護教諭、スクールカウンセラー等と定期的に共有しているところでございます。

また、担任や支援員は、保護者に対して、学校の様子を伝えたり、また、保護者の不安の解消につながるようコミュニケーションを図ったりしているところでございます。

さらに保護者の希望があれば定期的に来校するスクールカウンセラーと保護者をつないで、教育相談を実施しているところでございます。

利用者の声についてでございますが、児童生徒からは、静かな場所なので落ち着いて勉強ができる。担任や教科担任の先生にゆっくり相談したり、勉強を教えてもらえたりする。以前は、相談室など空いている部屋を使っていたため、いろいろな場所で過ごさなくてはならなかったが、今は支援教室ができてそこで過ごせるのでよかった。心の教育相談員の先生と一緒に支援教室で過ごしている友達に励まされて苦手なことも前向きになれた。自分のペースで過ごせるので自分に合っているなどの意見が上がっております。

保護者からは、教室以外に行ける場所ができてよかった。支援員の先生とも話しやすい、また、保護者同士の連携の機会もあって励みになるなどの声もあるようです。

教職員からは、支援教室があることで不登校児童生徒の居場所が確保され、不登校対策を段階的に進

めることができるのでありがたい。また、支援員からの情報が貴重である。保健室の機能が改善されたなどの声が上がっているところでございます。

○9番（東 育代君） 今課長のほうから、成果についてお聞きしました。

この支援教室については、改選前の委員会で、政策提言をしたところでもありますので、とても気になりながらこうして見守っているところです。

成果があったということですが、1日平均3.3名、3.8名ということをおっしゃいました。延べ人数もお聞きしたんですが、実数として、子どもたち、どのような形でしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 支援教室の利用の児童生徒の実人数でございますが、串木野小学校は13名、串木野中学校は1月末までに75人の子どもたちが利用しているということでございます。

内容としましては、先ほど申し上げましたが、教育相談の実施だったり、学習の支援、授業の補助、そういったことも行っているところでございます。

○9番（東 育代君） 実人数として、小学校が13名、中学校が75名ということで、中学校のほうはかなり浸透、1年早くできたので、浸透していると思うんですが、小学校は今からかなあという思いがして、この答弁をお聞きいたしました。

校内支援教室、利用者が安心できる居場所となることが一番であります。利用者を増やすことも必要なようです。今後について具体的な取組があればお聞きします。

また、不登校児童生徒の割合からすると、もう少しかな、もちろん学校現場で一生懸命になさっておられることは、重々知っておりますが、支援教室の利用状況について教育長どのようにお考えでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 校内支援教室の利用状況と、今後どのように考えていくかということだろうと思います。

やはり、いろいろ悩みを持っている不登校生いらっしゃると思います。そして、また保護者の皆様、やはり教育相談をする中で、もろもろのいろんな悩みを解消するための専門家との教育相談、そういうことの

回数を増やししながら、そして、より学校の支援教室のほうに入りやすい体制づくりというようなこと、そして、教育相談日を限定をして、特定して、そして、学校に来ていただくと。親子で来ていただいて相談をもって、そして、支援教室に入れるようにしていきたいと。そういうことを具体的に、今後、計画的に進めていきたいなということを考えております。

○9番（東 育代君） 親子でも入りやすいように支援相談体制を整えていくということでしたので、せっかくできた支援教室ですので、もっと多くの学校に、行こうと思って行けない、あるいは不登校傾向の子どもたちが少しでも減るように、教育委員会のほうでも、また、学校と連携を取っていただければいいかなと思います。

（2）小中学校の不登校の現状についてはどうかをお聞きします。

児童生徒の不登校の原因についてどのように分析されているのか、また、最近の傾向としてどのようなものがあるのか、不登校の現状を伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校の主な要因についてでございますが、本市では、各小・中学校の報告に基づき個々の状況を学校、本人、家庭の三つの視点から把握しているところでございます。

主な要因ですが、友人関係の問題、また、学業不振、生活リズムの不調などが主な原因となっております。

最近の不登校の傾向ということですが、特定のきっかけがあるケースよりも複数の要因が重なり合う不登校が増加していると考えております。

また、表層的な要因だけでなく、自己肯定感の低下とか、過度のストレス、発達の特性など、多様な背景があるのも近年の傾向であると考えているところでございます。

○9番（東 育代君） 今答弁いただきました。

もちろん、一つの要因だけではないということは理解していますし、複数の要因が重なって学校に行きづらくなったということも理解しております。

不登校児童生徒の中で、ADHD、あるいはASD、SLD、今、ちょっと紹介いただきたいのです

が、発達障がい起因とするものがあるのではないか
と思っております。そこら辺のところについて少し
お聞きできればいいかなと思います。

それと学業不振、勉強についていけない、いじめ
等に起因するものがあるようにもお聞きしています
が、現状をお聞きします。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校の子どもた
ちの内情なんですが、特別な支援が必要な子どもは
結構不登校になりがちということでもあります。

やっぱりこの学びづらさだったり、生きづらさ、
そういったところも一つの要因じゃないかと思っ
ております。

あと先ほど申し上げましたように、友人関係の問
題での不登校もあるという報告を受けております。
その点については、一つずつ丁寧に対応している
というところでございます。

いじめに関する件数でございますが、全国的にい
じめの認知件数は増えているところでございます。
本市も同様に、いじめの認知件数は増加している
ところでございますが、これは学校がいじめを見逃さ
ないようにするために、定期的にアンケートを取っ
たり、毎朝の健康観察等をはじめ、積極的に児童生
徒の観察を行っているという結果でございます。何
かあったらすぐに相談できる雰囲気づくり、体制を
整える手だても行なっております。いじめを早期に
発見、解決し、重大化させないことが大切であると
考えております。

○9番（東 育代君） いじめもないわけではない
ということで、それと発達障がい起因とするとい
うところが学校に行きづらさをするということにもなる
というふうにもまたひもづけられていくわけですね。
そこら辺をきちっと対応していただいて、でき
るだけそういう子どもたちに何ができるか。支援教
室はありますけれども、そこに来ていただけるのか、
そこら辺もまた、しっかりと学校と連携を取って
いただきたいと思います。

全国的には小・中学校でのいじめ件数は上昇傾向
にあると言われております。世界的ないじめ反対運
動ピンクシャツデーを知ってもらおうと、鹿児島Y
MCAのメンバーが塩田知事を表敬訪問したという

記事を耳にいたしました。これはテレビでもニュー
スで流れました。知事もピンクのTシャツを身に付
けてPRの一躍を担っておられました。

毎年2月最終水曜日、今年は2月25日でしたが、
県内の小・中学校にポスターも配布されているよう
です。市内の小・中学校では、毎年2月最終日のい
じめ反対運動のピンクシャツデーをどのように取り
扱われているのでしょうか、教育長にお聞きします。

○教育長（相良一洋君） やはり、世界、また、全
国、県、そういういじめを見逃さない週間というも
のをしっかり受け止めながら、各学校でもいじめを
許さない、そういう共通理解、そして、指導、そし
て、週間というものを設定をしながら、子どもたち
にやはりしっかり意識をさせていくということが必
要であると。そのためには、そういう外部からの啓
発資料として、ポスターとか、掲示することによっ
て、それを見える化して、子どもたちが意識を持
つと、そういう重大なことだよということをしっかり
認識させて、学ばせて、教育を進めてまいりたいと
考えます。

○9番（東 育代君） 本年の2月25日は何かこう
アクションがあったんでしょうか。

○教育長（相良一洋君） このことについては、学
校でいじめ週間とかそういうことで取り組んでいる
と思います。

○9番（東 育代君） せっかくこういう何々デー
とかあるとそれをきっかけに、その日を基準として、
やはり改めて、そこでまた子どもたちに問うとい
うような動きもあっているのかなあと。

年中、いじめ、いじめ、いじめと言うんじゃなく
て、そういう日にちがあるとすれば、その日を契機
としてという、改めてアクションを起こすというこ
とも必要かなと思ったので、お聞きいたしました。

いじめや体罰の防止に向け、検討する公立学校の
防犯カメラの設置に関してのアンケートで賛否を尋
ねたと結果が新聞にありました。

幼稚園から高校までの保護者全体では89%、教職
員全体で69%が必要と回答があったようです。もち
ろんこれにはいろいろな課題もあると思うんです
が、潜在的にいじめに遭っている子どもがいるとい

うことのようにです。

新年度から串木野中学校は4校が一緒になる。現在学校に登校できない生徒はどのように支援しているのかが課題のようです。不登校児童生徒については、理由は一つでないことは承知しております。学校規模が大きくなることによる新たな人間関係の中で、子どもたちの心理的な不安要素もたくさんあるでしょう。対応に時間が必要な子どももいるでしょう。時々不登校が長期欠席とならないよう、支援が必要のようですが、具体策はあるのか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校傾向にある四つの中学校の生徒に対する支援についてですが、3月中旬に四つの中学校の担当の教職員は、串木野中学校に集まって情報交換を実施し、生徒指導、学習指導において気になる生徒を中心としながら、情報共有を行うという予定でございます。

また、現在、串木野中学校では生徒指導委員会、適応支援委員会を隔週で開催し、一人ひとりの実態や支援について協議し、個への支援につなげているところでございます。

個々の状況等に応じた相談体制の強化、そして、ケース会議の実施、関係機関との連携等の支援を行っていきます。

学習支援としては、家庭学習の見届け、タブレット持ち帰りによる授業配信等、個々の実態に合わせた支援を行っております。これらの支援も次年度も継続させて充実させていきたいと思っています。

また、不安を抱える生徒も多いということでしたが、まずは全体への具体的な支援として、昨日からですけれども、四つの中学校の1、2年生による交流活動を昨日、今日と行っているところでございます。

内容としましては、体育でレクリエーションを行ったり、音楽で市民歌と一緒に歌ったりしているようです。このような活動を通して、不安の解消というのを図っているところです。

また、これまでに各生徒会の実践発表とか、学校の紹介による交流活動、英語弁論大会や、音楽発表会などの行事での交流、部活動での合同チームの編成、様々な機会を通して、それぞれの四つの中学校

の関わりを増やしているところでございます。

さらに学級編制についても、特に小規模校の子どもたち、生徒が孤立することがないように、不安を軽減するための配慮も行っているところでございます。

個に応じた支援としましては、人的体制の充実と居場所の確保を行っていきますが、その人的体制の充実では、新旧の教職員間で確実な情報の引継ぎ、共有、先ほど申し上げたところでございます。

次年度ではその情報を基に、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといったチーム学校としての対応を行っていきたいと考えています。

居場所の確保としましては、先ほどもありました校内支援教室をはじめ、保健室、相談室など、不安を抱える生徒の状況やニーズに応じた利用が図られるようにしていきたいと考えております。

I C Tを活用した別室や自宅でのオンライン授業も支援の一つとして今後考えていきたいと思っております。

○9番（東 育代君） 今担当課長から説明がありました。

やはり、子どもたちもいろんな思いで、楽しみにする子もいれば、不安な子もいるということです。

フリースクールや支援センターを利用している児童生徒もいます。現状では不登校児童生徒への支援を本市にある民間の事業所も受皿になっているようです。もちろんこの事業所は出席等の認定を受けたフリースクールではないですが、子どもたちの受皿となっているのであれば、市や学校と子どもたちの置かれた現状を情報共有することも必要のように思われますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校児童生徒の社会的自立を第一に考える中で、民間の事業所との連携は必要であると認識しております。

児童生徒の安否確認とか、心身の健康の状況、個々の状況等を把握するために、連携や情報共有など、保護者の同意も受けながら、それを前提にして、連携の在り方を考えていきたいと思っています。

○9番（東 育代君） 民間との情報共有、連携を

今から考えていくということでしたよね。

今は連携がないと、情報の共有もないということで、それぞれが、子どもたちが、困っている子どもたちがその民間を利用している。こういう実態もあるわけですので、居場所のない子どもたちを周りが支援する体制づくりは重要のようです。

伊佐市では、子どもの第3の居場所が開設されたようですね。子どもたちが学校や家庭以外で将来の自立に向けて生き抜く力を育む場で、県内13か所目の拠点として、旧大口南中学校跡地に新築され、オープンしたとありました。

本市にある民間事業所が児童生徒の受皿となっている実態があるわけですので、それをする学校や市関係者との連携が必要だと思います。

子どもを真ん中に置いた社会づくり、一人も取り残さないような体制づくりは大切だと思っております。困っている子が居場所を提供してくれる場所があれば、その子どもの置かれた状況を市も学校も把握して、子どもたちが前に進めるよう支援すべきだと思います。

不登校は教育だけの問題ではなく、地域の支援体制が問われる課題と言われております。連携できる部分は一緒に取り組む姿勢も必要であるように思います。教育長いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） ただいま、民間施設との連携をどう図っていくかということの御質問だろうと思いますけれども、やはり子どもたちが、よりよい生活を過ごせるためには、いろんな各方面、関係機関との連携を密に図っていかないといけないということは前提条件だろうと考えております。

やはり、学校における子どもたちの実態、そして、民間に通所している子どもたちの実態、様々違う面があるかもしれませんが、そこはしっかり連携を取りながら、すり合わせていくということは、必要だろうと考えております。

今後については、また、検討してまいりたいと思います。

○9番（東 育代君） 教育長が実態を知って、今後、どのような形ができるのかということを取り組んでいくということでございましたので、ぜひ困っ

ている子どもを学校のほうに戻せるような取組をもし民間の事業所でやっているのであれば、そのことをまず学校と一緒にあって、どのような方法があるかということをしつかりと検討していただきたいと思います。

図書館閉館後の学習スペースを求めている子どもたちのために、居場所の提供を引き受ける事業所が出てきましたね。とてもすばらしい取組だと思えます。このように民間の事業所は子どもたちの困り事を引き受けています。今回2か所の民間事業所の取組を紹介しながら質問いたしました。市も事業所と連携を取りながら、子どもたちのために何ができるか、何をすべきか、同じ方向を向いてほしいと思って質問を重ねました。

この件について市長、何かございませんか。

○市長（中屋謙治君） 今、不登校の問題、いろいろ提供されておりますが、本人がものすごく苦しんでいると思うんです。そして、本人だけではなくて、親御さんたちもこの不登校の状況というのは大変心を痛めていらっしゃると思うんです。

私はこの学校というのは、ただ知識を学ぶだけの場ではないと思うんです。社会に出るための必要なもの。当然それは知識もそうでしょう。しかし、社会の中で生きていくためのその力を、それを学ぶのが学校だろうと思います。

ですから、小学校、中学校、この貴重な期間を不登校でもって、今でないというと、この期間でないというと、学べないものが、結果、不登校でもって学ばずに体だけ大人になっていくというのは大変悲しいこと、そして、本人もその将来が大変心配されます。

ですから、この不登校というのを今おっしゃいましたように、民間事業所を含めて、我々は何をしなくちゃいけないのか、何が大事かという、このことをしっかりと考えながら、あらゆる方策を考えていかなければいけない、このように思うところです。

○9番（東 育代君） 市長からただいま答弁いただきました。

この二つの事業所、紹介しましたけれども、市とは全く関係がないわけではなくて市の補助金も入って、

運用されているということもありますので、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

次に、行きます。

三つ目、不登校時に学校外健診を実施しているところもありますが、本市はどうかについて質問いたします。

学校の健康診断は学校保健安全法で義務づけられており、学校医が当該校で行っているようです。

健康診断や歯科健診の日に学校内で受診できない児童生徒への対応はどのようになさっているのか。ほかの自治体では、不登校児に、学校外健診を実施しているところもあるようですが、本市はいかがでしょうか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 不登校等の理由で学校健診を受けられなかった子どもたちのことについてでございますが、不登校の理由で学校で行われる健康診断を受けられなかった児童生徒については、学校外で健診を受ける学校外健診を行っているところです。

本市では、脱漏者や不登校児童生徒の未受診者に対しては、学校医、学校歯科医の病院で個別の受診を勧めているところでございます。

未受診がある場合は、まず、その保護者に対して、受診できる医療機関リストを配布しております。また、養護教諭がほかの小・中学校の健診日を調整し、保護者に伝えて、他校で健診を受けられるようにしているところでございます。

さらに、直接、養護教諭等が医療機関に連絡を取って保護者に代わって病院の予約を取る場合もあるようです。

不登校児童生徒については、状況にもよりますが、家庭訪問や電話等で健康の状態を聞き取り、再度、個別の受診の勧奨などを行っているところでございます。

○9番（東 育代君） ただいま答弁いただきました。

脱漏の子どもたちが受けるべき時期にきちんと受診することが重要であるように思います。

再受診されているかということはきちんと把握をされていると思います。学校から学校外健診の案内

を受けた児童生徒が学校医の医療機関で無料受診した場合、学校医への報酬について規定があるのか伺います。

○学校教育課長（西村喜一君） 現在のところ、各学校医、学校歯科医の先生方に対しては、年間の契約があつて、その中で脱漏した子どもたちも、それぞれの病院で受けていただくというような形にしておりますので、個別の脱漏で行ったからといって、そこで報酬とかそういったのは今のところはございません。

○9番（東 育代君） それで医療機関がオーケーということでしょうか、それでいいと思いますが、ほかの自治体では、ここら辺の学校医への報酬の在り方をきちっと課題を整理したり、あるいは実施の規模や継続のための仕組みが検討されたりということがあったのでお伺いしました。

そこら辺はもうこっちは大丈夫ということですね。

次に行きます。

地域防災計画についての質問に行きます。

地域防災計画について、きめ細かく支援や対策が掲げてありますが、多くの市民はどこまで対応できるのか課題であるようです。

まず、内水氾濫の危険性があるときに、市公式LINEから周知がなされる浸水センサーについて、住民へのアプリ登録等の周知はどのようにかについてお聞きしていきます。

市内には浸水センサーの設置がありますが、地域住民が浸水センサーについてどこまで理解しているのか、どのような状況のときに警報が鳴るのか。

また、警報音を受け取ったときにすべきことは何か、地域住民への防災教育がどのようにになっているか気になっているところでございます。

そこで、内水氾濫の危険性があるときに、市公式LINEから通知がなされる浸水センサーについて、住民へのアプリ登録の周知について伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 浸水センサーは令和6年に春日町をはじめとする市内7か所に設置しております。浸水センサーは、浸水しそうな場所の近くの、主に水路に取り付けてあり、水路が

あふれる前にセンサーが浸水を検知し、付近一帯の道路や土地が冠水する前に、市の公式LINEに登録された各個人のスマートフォンに浸水情報が届くことで、避難を促す仕組みとなっております。

現在七つのセンサーがあり、1台につき145人から217人が登録しております。浸水センサーのスマートフォンでの設定につきましては、市の公式LINEの一番下の防災を押すと、浸水状況という項目が出てまいります。そこから画面が進んでまいりますので、7か所のセンサーのうち、必要な場所のセンサーを選んで、登録していただくことになります。

浸水が多く発生する春日町では、公民館で登録説明会を実施し、他の公民館では、館長や学校関係者に説明を行いました。

その後におきましては、毎年、出水期前の広報紙におきまして、防災特集を掲載し、その中で登録方法を周知しております。

〇9番（東 育代君） 今課長から答弁いただいたんですが、内水氾濫の危険性があるときに市公式LINEから通知がなされる浸水センサーについて、住民へのアプリ登録者を増やす取組が大切なのですが、春日町で説明をされたということでございました。

また、広報紙等の紙媒体だけでは一方通行だと思います。対象地域のアプリ登録者数、市はきちんと把握していらっしゃいますでしょうか。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほど説明しましたように浸水センサーにはそれぞれ登録人数が何人というのが出てまいります。一番少ないところで145人、一番多いところで217人と、大体200人弱の方が登録されている状況であります。

〇9番（東 育代君） これ市内全体ですよ。この春日町地域とか、浸水対象地域のところで二百何名ということじゃないですよ。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） センサー1か所につき195人とか194人の登録があるところあります。

〇9番（東 育代君） 答弁いただきましたが、センサー1か所についてということですが、その地域じゃなくても登録はしているわけですよ。私た

ちも登録しています。でもその近くじゃないわけですよ。だから、その危険性のある地域がどのくらい登録しているかということも市はきちっと把握すべきだと思いますし、必要な人が必要なときに情報を瞬時に受け取れるような取組が重要だと思います。対象地域住民への、特に高齢者へのスマホ教室も必要ではないでしょうか。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） 市民のスマートフォンの所持数につきましては、調査を実施しておりませんが、春日町のセンサーにつきましては、スマートフォンを利用されていない方への通知は浸水を検知した際には、避難の呼びかけを公民館放送で行ってもらおうよう、春日町公民館長へ依頼しております。

昨年8月の大雨の際には、公園に約40台の自動車が避難しておりました。また、公民館長が不在の際には、市が直接公民館放送を行い、避難の呼びかけを行うなど、スマートフォンを持っていない方も、避難の周知ができるよう対応しております。

大雨につきましては、予報の精度が上がっていることから、特に夜間に大雨が降りそうな場合には、明るい時間帯に避難の呼びかけを行うなど、避難される方の立場に立った情報を発信したいと考えております。

〇9番（東 育代君） 避難情報はもちろん出されると思うんですが、せっかくこういう浸水センサーというのが設置されて、そして、スマホはほとんどの方が持っているわけですが、ただ高齢者は簡単にQRコードからアプリ登録はできない、そこが問題であると思っておりますので、せっかくある制度をみんなが使えるようにするためにどのようにすればいいかということで、今回ちょっと質問を重ねました。もう1回、お聞きします。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） 市におきましては、スマートフォンの所持数というのは把握はしておりますが、総務省の通信利用動向調査というのがありまして、そこで、2024年の年代別のスマートフォンの所持率というのがあります。その中で、特に70代は53%、80代以上は18.7%の所持率となっております。市の人口を計算しますと、80代

の約3,000人の方がスマートフォンを持っていたらという計算になりますので、スマートフォンだけでは、不十分だと考えております。

ですので、子どもはこのスマートフォンの情報を防災無線に載せ替えて避難を促すということを徹底したいと考えております。

〇9番（東 育代君） スマホの所持率がどうか市内全域だとか、全国的なとかじゃなくて、せっかくそういうセンサーがある。センサーはアプリと、スマホとしなさいということのセンサーなわけなので、せっかくこういうのがあるのであれば、できるだけ多くの対象地域の人に登録してほしいという思いで質問したんですが、これ以上進まないのかこの項はやめます。

次に、親子のための防災手帳を作成しているところもありますが、本市はどうかについて伺います。

岡山県の総社市の記事が、私たちがいただいている「自治体情報誌D-f i l e」というのがあるんですが、それに掲載されておりました。

親子のための防災手帳を作成して市内の小・中学校に送ったとありました。学校や家庭で活用し、防災意識を高めてもらうためとあります。一般向けに作った防災ハンドブックの子ども版です。

本市でも複合災害時の家の備えについて、学校単位で防災教育、防災訓練はされていると思いますが、児童生徒を守るために学校でできること、家庭ですべきことたくさんあると思います。

生活の中で目に見えるところに冊子があれば、保護者だけでなく、子どもたちの防災への意識も変わると思います。そこで親子のための防災手帳を作成しているところもありますが、本市はいかがでしょう。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） 親子のための防災手帳は、近年、地震、大雨、台風などの災害が多発している中、被災した市町村やNPO法人が防災に対する備えや、集合場所を家庭内で共有するために作成しているものがあります。

本市におきましては、災害情報を提供しているヤフー防災が作成したスマートフォンで使用する防災手帳へのリンク先を市のホームページに掲載してお

ります。

また、令和6年6月には、公益財団法人日本公衆電話会が災害時連絡方法のてびきと、こども手帳1,600冊を市内小学校の児童に贈呈し、大規模災害時の安否確認方法等の防災教育の啓発を行いました。

防災手帳につきましては、活用している他市の手帳を購入し、市まちづくり連絡協議会に諮り、各地区の協議会の子ども会や育成部会が主催する親子教室などで防災教育に取り組んでいただけるよう、試験的に実施したいと考えております。

〇9番（東 育代君） 次に行きます。

防災ボランティアの取組について、現状はどうかについてです。

地域防災計画には、防災ボランティアの育成強化とありますし、活動支援のための環境整備等も記載されております。

そこで、本市の防災ボランティアの取組について、現状を伺います。

〇まちづくり防災課長（宮持大作君） 地域防災計画では、防災ボランティアの育成強化として、防災ボランティアとの連携体制の整備や、活動支援のための環境整備などが記されております。

防災ボランティアの育成強化としては、毎年実施している市総合防災訓練時に、市社会福祉協議会や日赤奉仕団が市民ボランティアの受付や炊き出し訓練を実施しております。

今年度は昨年8月に始良市などで大きな水災害があったことから、ボランティアの募集や業務説明、パネル展示を行うなど、例年以上に具体的な説明を行いました。

また、炊き出し訓練におきましては、一般の親子にも参加していただきました。

〇9番（東 育代君） 防災ボランティアの育成強化についてお聞きします。

ボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策と書いてあるんですが、具体的にどのような取組がなされているのか、また、個人や地域や事業所の自主防災組織の登録状況はどうか伺います。

○まちづくり防災課長（宮持大作君） 先ほど説明しました市総合防災訓練時の取組や、自主防災組織の結成支援や、避難行動要支援者への支援体制の整備、地域防災リーダーの育成や、防災士の研修などを実施しております。

災害ボランティアの登録状況につきましては、個人が35名、団体が九つ登録しているほか、自主防災組織は地区まちづくり協議会が六つ、自治公民館が26結成されております。

○9番（東 育代君） 次に行きます。

川内原発は法律で定められた運転期間40年が延長されました。本市として、今後どのように関わっていくかについてお聞きしてまいります。

東日本大震災から15年がたちました。原発事故前と現在の景色は違っているようです。最近では中部電力による浜松原発データ不正が発覚しました。本市はU P Z内に全地域が含まれていますが、土川地区は川内原子力発電所から極めて近い5キロメートル強の距離に位置しております。

補助金、交付金、安全協定などについてこのままではよいのか疑問に思っているところです。

そこで川内原発は法律で定められた運転延長期間40年が過ぎて稼働中ですが、本市として今後どのように関わっていくか、市としてのお考えをお聞きします。

○市長（中屋謙治君） 川内原発に関する御質問であります。おっしゃいましたように、1号機、2号機ともにもう40年を超えての今、運転に入っております。我々は、川内原発すぐすぐ隣接をしております。一番近いところでもって僅か5キロという、そして、風向き次第では、川内の市街地よりも、むしろ大きな影響を、被害を受ける、そういった場所にあります。

こういったことを踏まえますというと、やはり、隣接とはいえ、川内原発の立地市とほぼ同じぐらいの市民の関心は高いものがある、こういうふうに思っております。

そういうことで、やはり、国であり、そして、設置をされております九州電力、何ととってもやはりこれ安全です。安全を第一にということとはもう

繰り返し繰り返し、くどいほど言っても、言い過ぎはないと思っております。

そしてもう一つ、私はこの安全の中に安心というのを市民の皆さん方に、納得感のある安心、特に原発は専門的な分野、難しい分野でありますので、市民の皆さん方に、この安全だということを分かりやすく説明して、そして、市民が安心するという、このことが必要だろうと思っております。

我々は安心安全、一口で言ってしまいますけれども、今申し上げたように、安全という部分と安心という部分は分けて、それぞれに、特にこの安心という部分は、専門的なものを市民が分かりやすく、分かるように説明してほしいなど。このことは、機会を捉えていつも申し上げているところでございます。

それと、先日も原子力規制委員会の皆さん方との意見交換がありました。この場でも申し上げたところでもあります。直接的な関連というのがあるのかどうかというのは少しはばかられたんですが、あえて申し上げました。

今おっしゃいますように、電源立地地域対策交付金、あるいは、加算給付金、そして、いわゆる、F補助金です。企業立地に関わりますF補助金、これが立地市と隣接、あまりにも格差が大き過ぎるのではないかという、もうあえて具体を申し上げませんが、立地の薩摩川内市と僅か5キロしか離れていない隣接でありますいちき串木野市、風向き次第では、むしろ薩摩川内よりも大きな被害、影響があり、そういう場所にある。隣接というだけでもって、あまりにも格差がひど過ぎる、このことは、規制委員会との意見交換の場で申し上げたところでございます。

これからも機会を捉えて、このことは申し上げて、そして、是正に向けて、進むように取り組んでいきたいと思っております。

○9番（東 育代君） ただいま市長のほうからも答弁いただきました。

規制委員会の場でちゃんと意見を言ったということでございます。

電源立地地域対策交付金、あるいは原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金と、とても貴重な財源であります。

UPZ内に本市は全部の地域が含まれますし、も
っと言えば20キロ圏内にほぼ位置しています。

リスクの大きい本市です。立地市と同等とは言
いませんが、県へ補助金算定の見直しについて要望
してもよろしいのではないかと思っているところ
であります。

また、これまでも同僚議員が一般質問等で発言
されておりますが、市来地域への対応、原子力立地
給付金はどうなっているのでしょうか。

薩摩川内市は合併により旧町の世帯まで全部
枠が広がっているとお聞きしておりますが、ちょ
っとおかしいのではないかと考えております。再
度お聞きします。

○企画政策課長（山崎達治君） 電源三法交付金
制度等の立地市との格差、市域内での不均衡につ
いて説明申し上げたいと思います。

電源立地地域対策交付金につきましては、住民
の理解促進や地域振興などを目的に、国から交
付されるものであります。

先ほど市長も申し上げましたように、昭和53
年度から6年度までの交付金の累計でいくと、
本市は58億円ほどです。薩摩川内市でいきま
すと430億円ほどという形の差が生じており
ます。

あと次に、原子力立地給付金、いわゆる加算
給付金についてですけれど、原子力発電所の立
地及び周辺市町の住民や企業に対して交付され
ます。この交付金の算定に当たりましては、合
併前の市町村の枠組みを基本とされており、市
来地域、現在のところ給付金の対象外となっ
ております。

あわせて、電気料金に基づく、F補助金につ
いても対象外となっております、こちらにつ
きましても、様々な機会を捉えて、改善に向
けた要望活動を行ってまいりたいと考えてお
ります。

○9番（東 育代君） 今答弁いただいたん
ですが、原子力立地給付金ですね。合併前の
旧町だからということで、対象外と言われ
たんですけど、このままでいいんでしょう
かということを知っています。

薩摩川内市の場合は、もう合併前の旧町
も全部一緒になったわけですね。そこら
辺のところをもう

少し意見を言ってもいいんじゃないのかと。
40年、今度は20年延長が始まったわけ
ですので、この機に、やはり機会があ
れば、そこら辺も是正を促すという
か、そこら辺についてどのように考
えたらいいんでしょうかね、諦めるん
ですか。

○副市長（出水喜三彦君） 交付金の格差、それ
から給付金の関係、こういう格差につ
いては、問題意識持っているのは我々
も当然でございますし、これまで数回
にわたりまして、その都度、都度、市
民の皆さんの御意見を伺う中でも、こ
の格差是正は問題じゃないかと伺っ
てございます。

これは、確かに県のほうも通じてその
要望を是正すべきというようなこと
を意見申し上げておりますが、全体、
全国を見たときにやはり国としても、
この立地環境というのが、我々と同
様なところがあるのかどうか、その
辺で判断が変わってくると思われ
ます。

そのために、この給付金も問題なん
ですが、私とすれば、F補助金です
ね、企業の。これが市来地域にない
がゆえに均衡ある発展、これに支障
が生じている、このような問題だ
と思っておりますので、この辺につ
いては、現状をきちんとまた収集し
た上で、国に訴えていく手だてとい
うのを検討させていただきたいと思
います。

○9番（東 育代君） 本当にここら
辺のところはきちっと訴えていって
ほしいなと。もう今まで、市来地
域の同僚議員も何人もこのことにつ
いては、訴えていらっしゃいます
ので、合併して20年、そして、運
転期間40年が延長された、このよ
うな機会ですので、ぜひここら辺
は力強く訴えてほしいと思います。

令和7年度の原子力防災訓練、避難
訓練に参加しました。訓練はとて
も大事ですが、もう皆さんととも
に、逆に不安ということでござい
ました。

乾式貯蔵施設が建設中ですが、使
用済み核燃料の今後不透明な状況
です。3号機増設は現在凍結中
です。積極的に意見が言える環境
整備が必要であると思いますし、
増設や計画変更時の市との関わり
方や安全協定について現状のま
までよいと思われるのか伺いま
す。

○市長（中屋謙治君） 安全協定の話
であります、

協定を結んだのが、平成25年ですから、もう10年以上前になりますか。

平成25年3月26日、県知事立会いの下で、本市と阿久根市、そして九州電力、協定の名称が「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定」ということを締結いたしております。

この協定におきましては、増設であったり、計画、変更等を行う場合は、九州電力は、本市に事前に説明を行うという、こういう内容になっております。

そして、その説明に対し、本市は意見を述べ、この意見に対して、九州電力は誠意を持って対応するんだという、こういうことが協定の中にうたわれております。

乾式貯蔵の今お話がございました。去年の10月ですが、乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請、その際、この協定に基づいて九州電力から事前に説明がなされてきたところでございます。

また、こうした安全協定に基づく事前説明に加え、市民の理解と信頼を得るため、常日頃から九州電力に対しては、市民に対して、分かりやすい説明、丁寧な説明、先ほども申し上げましたが、市民の皆さん方が理解できるように、納得するような、そういった説明、情報公開が必要だ、大事だよということを申し上げております。

これからもこの協定に基づいて、協定の趣旨を踏まえて、いわゆる市民の安心安全、これにつながるような形で、必要な意見を述べてまいりたいと思っております。

○9番（東 育代君） ただいま市長が答弁をなさいました。25年3月にこの安全協定というのは私も見せていただきましたが、これはですよ、本市は事前説明を受ける、そして、意見を言うことができる。ただ薩摩川内市の場合は、事前に協議するということになっているんですよね。事前説明とは何でしょうか。了解していないのに、事前説明されても困ると私は思っております。もちろん説明を受けて意見を言うことができるようですが、立地自治体と同じ扱いを九電に強く主張してほしいと願っていますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 先ほど交付金の関係、給付金の関係で申し上げました。立地市と隣接、ここまで違うのかというぐらいが率直な思いであります。

先ほど協定について申し上げましたが、本市、それから、阿久根市の住民の安全確保に関する協定、これでは、事前説明となっております。それから、立地市は事前協議という、こういうことであります。この違いが明瞭であります。

ですから、立地と隣接、ここまで明確に違うのかな。しかしながら、当時、平成25年です。県を仲介としてぎりぎりのところに、繰り返し、繰り返し協議をして、今の協定になった。捉え方としては、実質的に、立地市に近い内容、この協定になったものと我々はこのように捉えております。

思いとすれば、今議員おっしゃるように、立地市と、ましてや地理的にはすぐすぐ隣接なので、我々は隣接であっても、立地市とほぼ一緒なんだと。前の市長は準立地市だという、そういう言い方もされました。それぐらいの位置関係にある、このことでありますので、このことも機会を捉えて、また話題にして、そして申し上げていきたいと思っております。

○9番（東 育代君） 答弁いただきました。

この安全協定、先ほども市長からも縷々答弁いただいたんですが、私、これに平成24年の6月議会あるいは9月議会にも一般質問した経緯があります。

先ほど準立地市と言われましたけれども、前市長の答弁では本市は特に土川が5.5キロと極めて近い距離に位置していることから、隣接市ではないと、準立地市であるということを述べられております。

少し鹿児島市内に住む大学1年生がひろば欄に投稿していましたので、紹介します。

原発を活用するならば、安全性は必ず必要だ。3.11から今年で15年がたつが、福島第1原発は廃炉作業中である。次の世代と今の住民の安全には、事業者と政府や行政の責任、市民の監視と行動が不可欠だとありました。若者の指摘になるほどと感心いたしました。

川内原発は法律で定められて、運転期間40年が延長されました。本市として今後どのように関わって

いくべきか、このままでよいのか。

九電や県、国に対して主張すべきは主張してほしいと思っての今回の質問でございます。

再度何かございますでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君） ただいまの御質問の前に、先ほどの事前協議、事前説明のところで若干説明をさせていただきたいと思います。

御質問の中で、薩摩川内市が事前協議を受けて了解したあとにということでございましたけれども、事前協議、薩摩川内市に事前協議をされるタイミングと我が市に事前説明をされるタイミングが同じでありまして、その中で両市ともに、様々な状況確認を経て、その意見を言う、あるいは事前了解をされる、こういった手続になりますので、我が市とすれば、同時に受けた中で必要なことについては、意見を申し上げていきたい、このような状況でございます。

失礼いたしました。

○市長（中屋謙治君） 先ほども申し上げたようなことでございます。

何より大事はやはり安全であります。このこと、安全を徹底していただく、このことはもう繰り返し繰り返し申し上げたいと思います。

そして、やはり市民が納得感のいただけるような、分かりやすい説明、そして、安心につながるような、このことを繰り返し機会捉えて申し上げていきたいと思います。

そして、制度的なもの、これはやはり機会を捉えて、すぐすぐ本市だけの問題でありませんので、これ全国の問題でもありますので、やはり格差が大き過ぎる、立地と隣接、あまりにも違いが大き過ぎるんじゃないか、このことは、機会を捉えて申し上げていきたいと思っております。

○9番（東 育代君） 先ほど副市長のほうに指摘されましたが、少々私のほうが言葉足らずで申し訳ないと思っております。

本市では防災計画が策定されておりますので、計画が計画で終わらないような取組が求められます。

以上で、質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君） 次に、西美香議員の発言を

許します。

[1番西 美香君登壇]

○1番（西 美香君） おはようございます。

昨年11月の市議会選挙におきまして、多くの市民の方々の厚い御支援を賜り、初当選させていただき、議員として初めて一般質問に立たせていただきます。

それでは、先に通告いたしました学校統廃合について質問いたします。

少子化により、全国の小・中学生は1982年度の1,753万人をピークに、2025年度は853万人に半減したと発表されています。

本市内でも少子化の急速な進展により、私の地元生冠中学校のほか、串木野西中学校、羽島中学校がいよいよ来月より串木野中学校に統合することになっています。

少子化による生徒数激減で統廃合は避けられないことは理解いたしますが、統廃合により専門教科の教員確保による教育環境の充実、維持費削減による財政負担の軽減、多様な同年代との出会いで、友人関係が広がる社会性の向上などのメリットがある一方、きめ細やかな学校運営や少人数指導の手厚さなど、小規模校のよさが失われる。

遠距離通学となる通学の負担、地域の中心的存在であり、地域の元気の源であった学校が廃校になることにより、地域行事が減少、地域の活力が低下する。地域コミュニティ弱体化、衰退などのデメリットもあると思われます。

これまで土川小学校、冠岳小学校の廃校はありましたが、一度に3校の中学校が廃校となる学校の統廃合は、教育行政の大きな転換期であり、新時代の到来でもあります。

したがいまして、学校統廃合の決定に至る経緯につきましては、これまでも多くの先輩議員から質問があり、議論されてきたところではありますが、改めて確認の意味も込めてお伺いをいたします。

まず、少子化の進行や生徒数の減少を背景に、教育環境の充実や学校規模の適正化を目的として、統廃合が決定されたと認識しておりますが、統廃合を目前に控えた現在、市長はどのような思いでこの再編を受け止められておられるのか。

また、統廃合後の教育環境、地域コミュニティへの影響、生徒、保護者の心情面などについて、現時点でどのような影響を想定され、今後どのような対応が必要とお考えか、市長の見解をお伺いし、壇上からの質問といたします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 西美香議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中学校再編に係る経緯等についてであります。

本市では、児童生徒数の減少という大変厳しい状況、これを受けまして、この中学校の再編、学校再編、重要な課題であります。この児童生徒数の減少というのを大変重い問題、難しい問題だ、こういうことで、学校規模をどうすればいいかという、この適正化に関する検討を進めてまいりました。

過去に遡りますというと、平成24年、25年に小中学校規模適正化委員会というのが設置をされております。このとき、学校代表、それから、保護者代表、地域代表、全部で25名の構成であります小中学校規模適正化委員会を設置して、学校の適正規模、適正配置について協議が行われております。

その結果、26年1月に提言をまとめられております。中学校では、各教科における適正な教員配置やグループ学習、部活動などを通じて切磋琢磨しながら、多様な教育活動を行う必要がある。こういうことで、中学校の1学年は2学級から3学級以上、これが望ましい。こういう提言にまとめられております。

しかしながら、この提言を受けましたけれども、可能な限り学校を残す方針でということで、統廃合基準というのが作成されまして、現実、統廃合には至らなかったという、こういう経緯がございます。これが平成24年、それから25年という、こういうことであります。

その後、少子化、急速に進んでまいりました。この状況を踏まえたときに、5年後、10年後、子どもたちの教育環境、このことを考えたときに、やはりこれまで維持してきた子どもたちの教育環境を保持すること、これが難しくなってくるなあと、こ

うということが予想された。こういうことから学校再編はもう避けて通れない、こういう時期に来ているという、こういう判断をいたしまして、令和3年度に学校統廃合検討会議というのを設置しております。これは教育委員会事務局とそれから市長部局このメンバーで学校統廃合検討会議というのを、令和3年度に設置いたしております。

この検討会議におきましては、持続可能な教育環境を保持するとともに、子どもたちの学習機会の維持向上、これを軸に据えて、特に中学校におきましては、まず1点目に、部活動の選択を整えること、2点目に、集団学習の機会や教職員の適正配置による学習機会の充実を最優先とすること、こういったことを主眼に置いて、学校再編基本方針及び中学校の再編計画というのを策定しております。これが令和5年3月ということになっております。

この基本方針、それから、再編計画、このことをもって、全地区の保護者、地域説明会、そして、意見交換、これを経て、串木野地域の四つの中学校を一つに再編するという、こういうことで作業を進めてきているところでございます。

いよいよこれが来月に迫ってきているという、こういうことでございます。

今後この4校を統廃合することで、先ほども言われました、懸念の部分であります再編に向けて、あるいは再編、この影響という部分をどのように捉えて、そして対策をとということでありますが、まず、串木野中学校では、生徒が安心して学べる環境を整える必要があるということで、施設整備と安全面の配慮というのを今進めているところでございます。

また、各小学校区から地域代表を学校運営協議会のメンバーということで出していただこうと。このことが学校と地域の密接な連携を図り、地域コミュニティを維持、強化する。このことにつながる。こういう考え方で、学校運営協議会に各小学校区から委員を出していただこうと。

さらに、生徒、保護者の心情面への配慮として、心の教育相談員というのを配置して、通学手段、新しい学校生活への適用、このことに関する不安に対して、相談員が気軽に相談できる体制、これを整え

ているところでございます。

それから、スクールバスの関係、スクールバス通学の安全性であったり、運行スケジュール、このことについても関係機関と連携して、万全の今準備を進めているところでございます。

このようなことで、地域の協力を得ながら、子どもたちにとって、やはり何といても最善の教育環境を整える、このことが大事だと、こういうことで今準備を進め、これまで進めてきたところであります。これからもそのことに身を尽くしていきたいと思っております。

○1番（西 美香君） ただいま市長から答弁いただきました。

それに関連してまた、次に、統廃合による通学環境、学習環境、部活動の状況、生徒や保護者の意見について伺います。

現在、通学距離の変化や安全面への配慮、学習環境の充実状況、部活動の選択肢の広がりや、負担の増減などについてどのように把握しておられるのでしょうか。

また、一つ前の答弁でもお話がありましたが、新しい学校への事前慣れ支援として、統合前の見学会等は行われたのか。友達づくりのサポート、保護者への丁寧な情報提供など、生徒や保護者の不安や要望について、どのような方法で意見を把握し、その内容をどのように分析しておられるのか伺います。

○教育長（相良一洋君） 中学校統廃合による通学環境、学習環境、部活等についてでございます。

学校統廃合に伴う通学環境、学習環境、部活動、生徒や保護者の意見につきましては、中学校再編を円滑に進め、生徒のよりよい教育環境を整えるため、串木野中学校開校準備委員会を設置し、校長、教頭、学校運営協議会委員、保護者代表、地域住民代表などの関係者との会議を実施をしてまいりました。

この準備委員会では三つの部会を設けて話し合いを進めながら、全体会を9回開催をして、通学方法やスクールバスの運行計画、教育課程の編成など、生徒や保護者の意見を反映する形で準備を進め、また、地域住民からの御意見も重要視し、教育環境の質を維持しながら調整を図ってきました。

部活動につきましては、再編前に活動していた四中学校の部活動、12部活動を全て設置する方針で準備を進めているところでございます。

ただし、新年度開催時点で部員の在籍がない場合は、その部は設置を見送るという方針を交わしております。これにより、生徒の文化・スポーツ活動を途切れることなく継続できる環境構築を推進しているところでございます。

これらの準備委員会で決定したことなどについては、市の広報紙で周知するとともに、保護者向けに学校の安心安全メールで通知していただくよう、各学校をお願いしているところでございます。

また、生徒や保護者の不安を解消するために、事前に開校準備生徒会交流会や学年別の全校交流会を開催するなど、他校の生徒たちとの触れ合いの場を設けました。

昨日は、2年生交流会を実施をしまして、教科によりますと音楽、保健体育、そして、社会、国語、数学等を実施をしているところでございます。

また、本日は1年生の交流会を開催をしているところでございます。これも音楽、体育、理科、社会、英語、そして、特別支援学級では、特別支援学級において交流を進めているところでございます。

このようにして、やはり他校の生徒と交流することによって、4校の学校がすぐスタートできるように、顔合わせをしっかりとするというので、昨日、今日、今実施をしているところでございます。

さらに串木野中学校には校内支援教室を整備をし、心の教育相談員を常駐させていることで、悩み事を気軽に相談できる体制を構築しております。不安を感じる生徒や、その御家族への支援を継続して取り組んでまいりたいと考えているところです。

また、教育委員会としても、学校に出向いて、いろんな情報をキャッチしながら、教育委員会、学校と連携を図って進めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） 生徒間交流、学校準備委員会などの体制が既に行われているということは理解いたしました。

統廃合は行政の都合ではなく、子どもたちの将来

のための判断であるべきです。環境変化による影響を最小限に抑えるため、今後も市としての取組を強力に進めてください。

次に、学校統廃合に伴うスクールバスの運転について伺います。

学校統廃合や人口減少が進む中で、通学手段の確保は子どもたちの教育機会の確保、さらには若者の定住や地域の将来にも関わる重要な課題であると考えます。

スクールバスを含めた通学手段について、市としてどのような視点と姿勢で検討を進めていくのか伺います。

本市においては、中学校統廃合は既に決定されており、今後は小学校について検討が進められていく段階であると認識しております。

児童生徒の通学環境、安全で安定した通学手段の確保は極めて重要な課題であると考えます。

まず、中学校統廃合に伴うスクールバスの運行について伺います。

これからのスクールバスの委託先や事故のときなどの補償等の運行管理、利用人数見込み、運行ルートや時間帯、また、安全面や利便性について市としてどのように計画し、どのような課題を把握しているのか伺います。

また、国の補助制度の活用や特別支援が必要な児童生徒への対応、防犯目的の車内カメラなど、トラブル防止の運用ルールづくりについても伺います。

○教育総務課長（吉永康彦君） まず、統廃合に伴うスクールバス運行等についてお答えしたいと思います。

スクールバスにつきましては、既に広報紙やみらいトークにて、平日3路線での運行予定をお知らせしているところでございます。

利用人数につきましては、羽島路線が22名、荒川・旭路線が13名、生福路線が28名と現在のところ見込んでおり、登校時は午前8時頃学校に到着するよう設定し、下校時については、第1便を授業終了後、第2便を部活動終了後に運行する計画となっております。また、土曜日、夏休み期間中等についても、部活動対応便として2路線1便を運行する予定

となっております。

生徒の乗降場所についてでございますが、開校準備委員会における地元PTAの意見等を踏まえ、安全面を考慮し、歩道がある箇所を可能な限り選定し、生徒が安心して利用できる環境を選定しているところでございます。

また、串木野中学校正門前のスクールバス停留所付近の安全対策では、運行開始に向けて、学校周辺の駐停車禁止の周知徹底、登校時の立哨活動、交通安全パトロールなど、学校、PTAの方々をはじめ、関係機関と連携した交通安全対策を進めることとしております。

また、スクールバス利用者の安全対策等についてでございますが、スクールバスの車内には防犯カメラは設置しておりませんが、ドライブレコーダーを搭載しております。また、それ以外の安全対策といたしまして、スクールバス利用の手引というのを作成し、今後、生徒、保護者へ配布し、ルールの徹底を図ることで安全対策を図りたいと考えているところでございます。

緊急時の対応については、バス業者と調整をし、事故発生時には生徒の安全を最優先に確保しつつ、速やかに学校や教育委員会と連絡を取る体制を既に整えているところでございます。

また、特別に支援の必要な生徒等につきましては、座席配置などの配慮を行うほか、保護者からの相談に応じて、適切な対応を行うこととしており、実施する際は、安全に配慮しながら運行することを最優先にしていまいりたいと考えているところでございます。

運行開始後も安全や利便性については、改善がまた必要な箇所があるかもしれません。そういったものを検証しながら、地域の皆様や関係者の御意見を伺いながら運営してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） ただいま答弁をいただきましたが、スクールバスについての運行マニュアルや緊急時対応マニュアルは整備されているのでしょうか。

○教育総務課長（吉永康彦君） 先ほどの答弁と重

複いたしますが、運行の手引というよりも、まずはスクールバス利用の手引、これも運行マニュアルとほぼほぼ一緒なんです、まずは保護者、生徒と学校、バスですね、こういったことが関係機関が連携できるように、まず手引のほうを作成しまして、安全対策の周知徹底を図りたいということで作成をしております。

また、今後、3月、もう間近に迫っておりますので、学校を通じて保護者等に周知してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） スクールバスは単なる移動手段ではなく、子どもたちの命を預かる空間であります。安全対策については、確実な担保が必要だと思いますので、今後さらに検討を重ねてください。

また、次、スクールバスの最大定員はそれぞれ何名でしょうか。

○教育総務課長（吉永康彦君） 路線別のスクールバスの定員についてでございますが、まず、羽島路線では中型バスを運行する計画となっており、定員は27名となっております。荒川・旭路線及び生福路線では、それぞれ大型バスを運行することとなっており、こちらのほうは定員が45名となっております。

○1番（西 美香君） 定員について理解いたしました。それに関連して、次に、スクールバスの有効活用について伺います。

スクールバスは、通学支援にとどまらず、地域交通の観点からも有効活用があると考えます。例えば伊佐市では、中学生に限らず、高校生も相乗りできる仕組みを2024年2学期から取り入れ、相乗りしている高校生から車内で後輩たちとおしゃべりできて楽しい、バスに乗れないと親に自家用車で送迎してもらわないといけなくなるのでありがたいなどの感謝の言葉があるほか、生徒確保にもつながり、好評のようです。

このように、伊佐市の高校・中学通学バス相乗りのスクールバス有効活用の取組は、バス本数の少ない状況の中で、大いに参考になる事例であります。

本校の高校生の中には、公共交通機関の便が限られている地域から長時間をかけて通学している生徒

も少なくありません。加えて、本市には、串木野高校、市来農芸高校、神村学園の3校があります。中学生の通学支援が重要な目的ではありますが、その運行体制を有効活用することで、市内の高校に通う生徒の利便性向上にもつながる可能性があると考えます。

本市においても、市内高校へ通学する生徒の通学環境を支援することは、保護者の経済的、時間的負担の軽減につながり、結果として、市内高校への志願者増にも寄与する可能性があると考えます。

さらに申し上げますと、スクールバスは時間帯や運行方法を工夫することで、高齢者の通院や買物支援など、地域交通の補完的役割を担う可能性もあるのではないかと考えます。

本市においても、公共交通が限られる地域においては、移動手段の確保は切実な課題であります。現在の制度上の課題や安全面の整理は必要であると思いますが、将来的に地域福祉や地域交通政策と連携し、スクールバスの多目的活用を検討する余地はないのか、市の見解を伺います。

○教育総務課長（吉永康彦君） まず、スクールバスの高校生徒の利用についてお答えしたいと思います。

既に御存じの部分があると思いますが、本市では、まず中学校の通学支援、この安全性を確保した形を目的として運行することとしております。

今後のスクールバスの運行状況を見ながら、路線や運行体制をまた再評価し、高校生の利用についても検討したいとは考えているところです。

ただし、検討する際には、運行時間、中学校に行くための運行時間とか、路線の都合上、そういったところが利用できるか、そういった利用ニーズの確認を含めた計画、また、市の公共交通会議での協議が必要となると考えております。

運行時間に適用する高校生の需要や乗降場所の設定など、運用可能性についてまずは調査してまいりたいと考えております。

次に、高齢者支援の可能性ですが、こちらにつきましては、現在の運行状況では、陸運局やバス業界の規制上の課題がございます。こういったことから、

現在のところは実施が難しいのではなかろうかと捉えているところでございます。

ただし、今後、少子高齢化が進む中で、一般市民への利用拡大が有効な施策であるということも認識していることから、他市の事例、こういったものを研究しながら可能性を探っていきたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） ただいまニーズを調べてから検討するという答弁をしていただきました。

高校生の相乗りについては、ぜひとも実現してほしいという声を聞いておりますので、新年度早々ニーズの調査をされ、相乗り運行が実現するように取り組んでいただきたいと思います。

次に、中学校統廃合に伴い生じる空き校舎及び跡地の利用について質問いたします。

文部科学省によると、2004年度から2023年度の19年間に発生した小・中学校の廃校の延べ数は8,850校で、年間465校が廃校となっています。現存している廃校7,612校のうち活用されているものは5,561校、74.4%。一方、活用されていない1,951校、25.6%。活用の用途が決まっているのが230校、活用が決まっていないのが1,503校、16.9%。取壊し予定が213校となっています。

廃校の用途が決まっていない主な理由としては、地域などから要望がない、建物が老朽化しているなどの公表がありました。

このように、学校統廃合の跡地活用は、他の自治体でも大きな課題となっており、放置されている跡地の維持管理費が自治体にとって大きな負担となっている状況です。

本市においては、中学校の学校統廃合について既に方針が決定されており、今後使用されなくなる校舎や跡地が生じることになります。

学校は長年にわたり地域の中心として、教育だけでなく、地域活動や防災など様々な役割を果たしてきた重要な公共施設です。そのため、空き校舎や跡地をどのように活用していくかは、地域の将来に大きく関わる重要な課題であると考えます。

市の現時点での検討状況と今後の計画を伺います。既に具体的な活用案や方向性が示されているのか。

また、検討が行われている場合には、どのような体制で検討が進められているのかをお聞かせください。

○企画政策課長（山崎達治君） 中学校跡地の活用の現状及び今後の計画についてであります。

公共施設の跡地活用につきましては、昨年度から企画政策課を担当部署といたしまして、庁内に公共施設等跡地活用検討委員会を設置し、全庁的に取り組んでいるところであります。

閉校いたします三中学校の跡地活用につきましても、現在この委員会において、施設の老朽化や利用状況、国庫補助金や法令上の制約など、必要な情報を整理するとともに、企業誘致や一般公募を含めた活用の方向性について検討しているところであります。その中で、生冠中学校跡地につきましては、都市計画の用途地域の制限がないことから、市場ニーズや民間事業者のアイデア、事業の可能性等を把握するため、来年度サウンディング型市場調査を予定しております。

今後は、これらの調査結果や地域の意向を十分踏まえながら、財政負担や将来的な維持管理体制など、総合的に勘案し、活用の方針等を整理していくこととしております。

一方、串木野西中学校及び羽島中学校につきましては、現行の用途地域では活用の一定の制限があります。そのため、閉校後、都市計画の変更手続を進める予定としております。変更手続には一定の時間を要することが見込まれますから関係手続を着実に進めながら、引き続き活用の方向性について検討を重ねてまいりたいと考えております。

○1番（西 美香君） 主体となる部署について答弁いただきました。活用の方向性やスケジュール等について積極的な情報提供をしていただくことを期待します。

次に、空き校舎跡地を活用する上での課題について伺います。建物の老朽化や耐震性、維持管理費用、さらには将来的に解体を含めた費用負担についてどのような課題を想定しているか伺います。

○教育総務課長（吉永康彦君） 校舎跡地利用におけるまず建物の老朽化、耐震性、維持管理費用、解体費用負担についてお答えしたいと思います。

三中学校の施設はそれぞれ建築年数や改修状況が異なっておりますが、いずれも耐震基準を満たしており、大規模地震にも耐え得る建物となっております。しかしながら、一部の屋根や外壁などにはやはり老朽化も進んでいる部分も数か所、見受けられるという状況でございます。

また、閉校後の3校の維持管理費用については、水道料や電気料、保守点検料を含め、年間三つ合わせて約400万円程度が必要ではなかろうかと見込んでいるところでございます。

次に、学校跡地の活用に関しましては、施設の老朽化や過去の補助金や法令上の制約を整理して、今後、事業者や地域住民の協力も得ながら、最適な利活用法を模索することとしているところでございます。

解体費用については、一般的には譲渡の場合は事業所負担、貸与の場合は市が負担するものと考えられますが、検討段階で活用規模や契約形態についても、協議をしていきたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） また、空き校舎や跡地の利活用に当たっては、行政だけで方向性を決めるのではなく、地域住民の意見や思いをどのように反映していくのが重要であると考えます。

空き校舎跡地については、地域活動の拠点、防災拠点、子育て支援や高齢者福祉、さらには企業誘致や交流拠点など、様々な活用の可能性が考えられます。その点について、地域住民への説明や意見聴取をどのように行っていく考えなのか伺います。

学校統廃合は単に学校を集約することだけが目的ではなく、その後の地域の活力をいかに維持し、将来につなげていくかが問われていると考えます。

市としてどのような姿勢で取り組んでいくのか、市の考えをお聞かせください。

○企画政策課長（山崎達治君） 地域への説明並びに意見聴取、それについてでございます。

地域への説明や意見聴取につきましては、活用の方向性や今後のスケジュールが一定程度、整理された段階で、地区単位での説明の場を設けるなど、状況に応じて丁寧に説明してまいりたいと考えており

ます。

その後の跡地の活用につきましても、地域の意向をはじめ、施設の状況や財政負担、法令上の制約、地域活性化の効果などを総合的に勘案し、活用の方向性について検討を進めていきたいと考えております。

○1番（西 美香君） 学校校舎は地域の象徴的存在です。市として単なる財産処分ではなく、地域の将来ビジョンと結びつけて活用すべきと考えます。行政と地域がしっかり連携を取りながら進めてください。

次に、これから検討される小学校統廃合について伺います。

小学校は、中学校以上に地域との結びつきが強く、通学距離や安全面など子どもたちや保護者に与える影響が大きいと考えます。

そのような中で、中学校統廃合の過程で明らかになった課題や反省点を今後の小学校統廃合の検討にどのように生かしていくのか、市の考えを伺います。

また、小学校統廃合の検討に当たり、検討開始の時期、検討体制、想定されるスケジュールはどのようになっているのかお示してください。

さらに、保護者や地域住民の意見をどのように聞き、どのように反映していくのか、説明や合意形成の進め方についても伺います。

○教育長（相良一洋君） 小学校の統廃合につきましては、中学校再編を進める中で得られた課題や反省点を十分に踏まえて、地域や保護者との信頼を築けるように進めてまいりたいと考えております。

小学校は地域の皆様にとって、大切な場所でございます。また、その統廃合には配慮が必要であると認識しております。そのため、まずは児童数の変化や統廃合の必要性に関する情報提供をより丁寧に行うとともに、保護者や地域住民の皆様の意見を収集することが大切であろうと考えております。

アンケート調査の実施や意見交換会などの多面的な対話の機会を設ける予定でございます。現在、令和8年1月に実施した保護者アンケートの結果を分析中であり、その内容を基にした地域との意見交換会を令和8年度以降に計画をしております。

なお、小学校の今後の在り方を検討する際は、多くの皆さんの意見を聞き、それを基本方針に反映させる形で進められるよう努めてまいりたいと考えています。

100%の同意を得ることは難しいかもしれませんが、保護者や地域の方々の声に真摯に向き合い、納得感のあるプロセスを実現することを大切にしていきたいと思います。

これらの取組を通じて、今後の小学校のよりよい教育環境をつくることを第一に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○1番（西 美香君） アンケートや説明会の実施などの答弁をいただきましたが、今回の中学校統廃合を進める上で成功した取組はもちろん、取組が不足したことを十分検証し、反省材料を生かし、担当課のみならず、市全体での意見を集約して進めてください。

以上、学校統廃合について質問いたしました。

冒頭、壇上から、教育行政新時代の幕開け、大きな転換期と申しました。子どもたちは本市の未来を担う主役であり、宝でもあります。そのような児童生徒への目配り、気配り、心配りを十分行いながら、学校統廃合によるデメリット事項を解消し、強く、たくましく成長するよう、統廃合の成功事例として注目されるよう取り組まれますことを切望し、私の一般質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時14分

○議長（松崎幹夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、教育委員会から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○学校教育課長（西村喜一君） 午前の1番目にありました東育代議員の一般質問に対する答弁の修正をいたします。

先ほどの一般質問の中で、校内支援教室の利用状況について、小学校の利用人数を延べ502人と申し

上げました。正しくは、延べ505人の児童が利用しておりました。おわびして訂正申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（松崎幹夫君） それでは、一般質問を行います。

江口祥子議員の発言を許します。

〔8番江口祥子君登壇〕

○8番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

初めに、3月1日から8日までは厚生労働省が定める女性の健康週間です。女性が生涯を通じて健康で、明るく充実した日々を自立して過ごすことを目指し、女性の健康に関する知識の向上と女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための週間となっております。

それでは、通告に従い1問目、産前産後支援について質問いたします。

近年、少子化が急速に進行する中、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、身近に頼れる人がいない家庭も増えています。地域のつながりの中で子育てをすることが難しくなっている今の時代の中、行政の適切な支援がないと簡単に孤立してしまうのも現実であります。

安心して子育てができるよう、切れ目のない支援体制の取組及び産前産後支援の現状について伺いまして、壇上からの質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、少子化が進行し、核家族化が進む現状において、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援は大変重要な施策であると認識をいたしております。そのようなことから、私は先のマニフェストにおきましても、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、産前産後サポートの充実を掲げており、子育て世代が安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めております。

産前産後の支援につきましては、子育て世代包括支援センター「あいびれっじ」を拠点に、妊婦相談や母子健康手帳交付時の情報提供、さらには産前産

後サポート事業、産後ケア事業、ファミリーサポート事業、各種健診など多岐にわたる事業を実施いたしております。

今後とも、子育て世代が安心して子育てできるよう、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

○8番（江口祥子君） 子育てのスタートである妊娠初期のつわりは個人差があり、軽く済む方もいれば、入院が必要になるほど重い方もいます。妊娠期は少しずつ大きくなっていくお腹の子に喜びを感じたり、新しい家族を迎えることに期待が膨らむ一方で、リスクと不安を抱えながら過ごさなければならない時期でもあります。

また、産後はホルモンバランスの変化や育児への不安から心身の不調を抱える方もおられます。そこで、本市における妊娠及び出産後の具体的な支援内容の現状について伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 妊娠期及び出産後の具体的な支援内容についてでございます。

妊娠期の支援としましては、子育て世代包括支援センター「あいびれっじ」での電話や来所による妊婦相談、母子健康手帳交付時の栄養、口腔保健指導を通じた健康保持増進に努め、妊婦支援給付金などの利用可能なサービスも御紹介をしております。

また、妊娠期間中に保健師等が御自宅を訪問し、安心して出産を迎えられるよう支援をしております。出産後の支援としましては、新生児訪問指導、宿泊、日帰り、訪問型から選択可能な産後ケア事業、乳児全戸訪問事業、各種乳幼児健診を実施しており、子育ての不安を軽減するため、乳幼児健康相談や発達相談会、各種支援教室なども開催し、妊娠期から出産後まで継続的なサポートを提供しております。

○8番（江口祥子君） 出産後の生活は体力の回復や育児への不安、家事負担の増加など心身ともに大きな負担がかかる時期です。出産後間もなく心身の疲れや育児への不安を感じている方や、家族等から十分な支援を受けられない方など、支援のニーズが高いと考えます。

こうした中で、自治体において妊産婦の見守りを兼ねた配食サービスや家事支援など、妊産婦の日常生活全般を支える支援事業が展開されています。

本市においても、妊産婦が安心して出産、子育てを迎えるよう、妊産婦支援事業に取り組まないか伺って、また、宿泊型を利用したい人たちに対しての支援について伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 他自治体で実施している家事支援サービス等の実施検討についてでございます。

家事支援サービスの導入につきましては、子育て世帯が安心して子育てできる環境を整備する上で重要な視点であると認識をしております。

現在、本市では、家事・育児を支援する訪問サービス等は実施しておりません。まずは産前産後の方や、ファミリーサポート事業の依頼会員等を対象にアンケート調査を実施し、家事援助の具体的なニーズを把握したいと考えております。

その上で、他自治体の実施事例について、その効果や課題を詳細に情報収集、分析し、関係団体や民間企業などを含めた社会資源の活用も視野に入れながら研究してまいりたいと考えております。

○8番（江口祥子君） 産後うつ予防及び孤立防止対策について伺います。

出産後の母親は身体の回復に加え、育児への不安や環境の変化などから、心身ともに不安定になりやすい時期にあります。とりわけ、産後うつは決して特別なものではなく、誰にでも起こり得る身近な課題であり、早期発見、早期支援が何より重要であります。

その中で、産婦健康診査は母体の身体的回復状況を確認するだけでなく、心の状態を把握し、必要な支援へとつなげる重要な機会であります。

まず、本市の産婦健康診査の活用状況について伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 産婦健康診査は、令和元年から導入しておりまして、産後2週間と1か月という産後間もない重要な時期に、産科医療機関で2回の健診費用を助成をしております。

この健診では、母体の身体的回復状況、授乳状況に加え、精神状態の把握を重視し、産後うつなどの早期発見予防に努めております。

また、産科医療機関とは、ハイリスク妊産婦情報

提供書で連携し、情報共有することで、医療と行政が一体となった継続的な支援を可能としております。ほとんどの産婦が2回の健診を受診しておりまして、必要なフォローアップにつながっております。

○8番（江口祥子君） 次に、ハイリスク家庭への支援体制と保健師、助産師等による継続的な関わりについて伺います。

近年、経済的困難、若年妊娠、精神的な不安、養育環境への懸念など複合的な課題を抱えている家庭が増えております。いわゆるハイリスク家庭に対しては、問題が顕在化してからの対応ではなく、妊娠期からの早期把握と切れ目のない支援が重要と考えます。

特に保健師や助産師といった専門職が妊娠期から出産後に、さらに子育て期まで継続的に関わることは、信頼関係の構築につながり、家庭の小さな変化や不安の兆しを早期に把握する上で大きな役割を果たすものと考えます。

また、支援が必要な家庭ほど、自ら相談につなぐにくい傾向があることから、訪問支援やアウトリーチ型の取組、さらに医療機関や福祉部門、教育機関との連携体制、強化も重要と思います。

そこで、本市におけるハイリスク家庭への支援体制の現状、保健師、助産師等による継続的な関わり方の取組の内容について伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 一人で子育てをしている方や、そのほかハイリスクが懸念される家庭への支援としまして「あいびれっじ」の保健師、助産師による伴走型相談支援を柱としております。

具体的には、母子健康手帳交付時、妊娠中期、産後1か月を目安に、面談や訪問を実施し、心身の状況、経済状況、家族背景など、きめ細やかな聞き取りを通じて、不安や気がかりを解消するよう努めているところであります。

その際、市独自の子育てガイドを活用し、適切なサービス情報を提供しております。また、関係機関と月1回の連絡会を開催し、情報共有、連携を図ることで、適切なサービスへの橋渡しを行い、地域での孤立防止と確実な支援に努めております。

○8番（江口祥子君） 産後ケア事業の利用しやす

さ向上について伺います。

まず、分娩後、女性の身体が妊娠前の状態に戻るまでに6、8週間までの時期を産褥期と言い、母体には心身の急激な変化が生じることから、産後の体調も戻らないまま、実家の応援ももらえないまま、経験不足から不安を抱え、精神的に追い込まれてしまうお母さんも少なくありません。安心して子育てができるよう、また、虐待を未然に防ぐためにも、産後ケアの取組が重要になってきています。

そこで、産後ケア事業の実施状況、利用件数、利用者ニーズの把握状況を伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 本市では、出産後1年未満の母子に対して、心身ケアや育児支援のため、産後ケア事業を宿泊、日帰り、訪問の各型で実施しております。

利用状況につきましては、令和7年度から県の補助制度を活用し、利用者負担を5日間無料としたことから、1月末現在で、宿泊型が9人で31日間、日帰り型が9人で19日間、訪問型が2人で6日間となっており、利用日数は、前年度比で、宿泊・日帰り型が約5倍に増加している状況でございます。

利用者の産後ケア利用に対するニーズの把握につきましては、申請時に丁寧に取り組みを行い、利用者のニーズに合った支援が受けられるように、実施施設と連携を図りながら、きめ細やかな支援に努めております。

○8番（江口祥子君） 次に、制度の周知の方法は十分であるのか、利用申請手続の簡素化について伺います。

本市では、母子健康手帳交付時の案内やホームページ、広報紙などで周知を行っているところですが、それだけで十分に情報が届いているのか検証が必要であります。

例えば、医療機関との連携による案内の徹底やSNS活用、分かりやすいリーフレットの作成、さらに個別通知など考えられます。

また、制度を知っていても、申請方法が複雑であれば利用につながりません。

周知と併せて、利用手続の分かりやすい簡素化の取組も重要と思いますので、伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 産後ケア事業の周知方法と利用申請手続の簡素化についてでございます。

産後ケア事業の周知につきましては、市のホームページや子育て応援ナビのアプリに加え、母子健康手帳交付時や伴走型相談支援時の個別面談で、市独自の子育てガイドを用いて丁寧に行っているところでございます。

特に支援を必要とする方には、手続方法を含め、個別に説明をしております。

利用申請手続の簡素化につきましては、令和7年度から、スマートフォンなどによる申請を導入し、来所不要とすることで、利用者の負担軽減を図っている状況でございます。

○8番（江口祥子君） 妊婦健診は母体と胎児の健康を守るために不可欠なものであり、また、産婦健診は産後うつ予防や母体の回復確認の観点から重要な役割を果たしております。これらは単なる個人の問題ではなく、次代を担う命を守る社会全体の責任であると考えます。

本市では公費助成が行われていますが、実際の自己負担額の実態や経済的理由による受診控えがないのか、丁寧な検証が必要でないでしょうか。

本市における妊婦健診及び産婦健診の自己負担額の軽減に関する考えを伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 妊婦健診、産婦健診の費用の考え方でございますけれども、妊婦健診につきましては、14回実施しておりますけれども、それは全て公費で負担となっております。

産婦健診につきましても、2回実施しておりますけれども、その分の費用につきましては、市のほうで負担をしており、個人の負担というのはない状況でございます。

○8番（江口祥子君） 産後ケア事業の利用確保についてですが、令和4年より市町村における産後ケア事業の実施は、努力義務から実施義務へと位置づけられ、国も事業の拡充を推進しております。

産後ケアは制度があることだけでは不十分であり、必要な方に確実に届くことが何より重要であります。支援を求める声を待つだけでなく、積極的なアウト

リーチの姿勢が求められると考えます。必要とする方が確実に利用できているのか伺います。

○子どもみらい課長（久徳和久君） 産後ケア事業について、各種事業を必要とする方が確実に利用できるか、できているかという御質問でございますけれども、本市におきましては、利用者が必要な産前産後の支援を確実に受けられるように、伴走型支援を柱に、妊娠期から産後にかけて家庭訪問や面談を実施し、申請の手続を含めて丁寧に説明を行っているところでございます。

また、情報発信につきましても、SNS、広報紙、子育てガイドなど多様な媒体で積極的に周知を図っているところでございます。

今後も関係機関とのネットワークを密にすることで、支援が必要な方を早期に把握し、適切な時期に適切なサービスを確実に提供できるよう努めてまいります。

○8番（江口祥子君） 最後に、産前産後支援について申し上げます。

国においても令和5年度より出産・子育て応援交付金事業が創設されるなど、妊娠期から出産・子育て期までの伴走型支援の強化が進められております。

本市においても、妊婦健診、産婦健診、産後ケア事業、保健師による継続支援など、支援体制の充実が求められております。

少子化が進む今だからこそ、一人ひとりの妊産婦を大切に、いちき串木野市で産み育ててよかったと実感していただける環境づくりが重要であります。

産前産後支援の充実は母子の健康を守るだけでなく、児童虐待の予防、女性の社会復帰、支援、本市の将来を支える人口政策にもつながる重要な施策です。実効性のある支援体制の取組を進めていただくことを求めまして、次の質問に入ります。

次に、プラスチック資源循環の促進についてであります。

令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への本市の対応について伺います。

1、本市においては、これまでも分別収集の推進や資源ごみ回収など、ごみの減量化と再資源化に取

り組んでされました。しかし、全国的には、人口減少、高齢化による分別意識の変化、廃棄物処理のコストの増加、焼却施設の維持管理の負担、脱炭素社会への対応など、廃棄物処理に関する行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中で、ごみの減量化は単なる環境対策ではなく、将来的な財政負担の抑制や持続可能なまちづくりにも直結する重要な課題であると考えます。

全国的に空き家が増加しており、本市でも同様の状況が見受けられます。そこで、本市のごみ減量化及び資源リサイクルの施策の現状について伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市では、資源物として回収している品目を計12品目に設定しておりますが、これらの資源物や不燃ごみなどから、環境センター内で36品目に細分化した上で、再資源化に取り組んでおります。この細分化の中に製品プラスチック回収も含まれているところであります。

現状では、施設の課題を踏まえつつ、廃棄物の適正処理や発生抑制につながる取組に努めているところであります。

○8番（江口祥子君） では、今後、ごみの焼却処分を減少させ、より一層の資源循環社会へ移行していくため、本市が実施している再資源化の取組や今後の計画はどのようなか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 今年度から開始しました再資源化の取組については、民間事業者と連携し、古着などを回収するP A S S T Oを導入し、串木野庁舎、市来庁舎に回収ボックスを設置しております。

また、もったいない大作戦と称し、環境センターに持ち込まれる廃棄物からまだ使える家具類や、玩具、工具類など様々なものをリユース利用する取組について、民間事業者と運用を開始したところであります。

今後もしサイクル品目の拡充に努めながら、市民の分別意識向上や廃棄物発生抑制の啓発活動を行い、地域全体でごみ減量化と再資源化を推進する取組を強化してまいります。

○8番（江口祥子君） 本市においても、分別の徹底や資源物回収の推進が進められていることは評価

いたします。

一方で、依然として焼却処理に頼る割合が高い現状もあり、焼却コストの増大や温室効果ガス排出の課題も見逃すことはできません。

資源として活用できるものを可能な限り循環させることは、環境負荷の軽減だけではなく、処理経費の削減や将来的な財源負担の抑制にもつながります。

ごみを処理することから資源として生かすものへ市民、業者、行政が一体となって取組を前進させていただくことを求めます。

次に、まず（2）の質問の中で「2050年ゼロカーボン宣言」と通告書に記載しておりましたが、本市は宣言は行っておらず、地球温暖化対策実行計画策定でありました。よって、今ある計画に対する質問をさせていただきます。

本市の計画を進めるために、市民や排出事業者に対し、広く現状の課題について理解を得るための取組が必要であると思うが、市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市の環境保全に向けた啓発活動の取組として、衛生自治団体連合を通じて、リサイクル推進員研修会の実施や、小学生、高齢者等の環境センター見学学習などを実施しております。

また、ごみの正しい分け方、出し方について、分別冊子の配布や出前講座、ホームページなどで情報発信をしておりますが、再資源化率の向上については、課題があると認識しております。

今後は分別が分かりづらい点や、誤認しやすい情報についての周知を強化することで、市民の理解促進につなげてまいります。

また、自治会や地域団体との連携は、3Rの推進や、プラスチック資源循環の促進において重要な役割を果たすと認識しております。

本市では、地域女性団体連絡協議会と協力して、マイバック運動を推進するなど、地域団体とともに環境意識の向上を図ってまいりました。今後も地域団体や自治会との情報交換を活発化し、具体的な取組内容を協議しながら進めることで、本市に合った資源循環の改善策を実施し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○8番（江口祥子君） 地球温暖化対策はもはや将来の課題ではなく、私たち暮らしや地域経済に直結する今、取り組むべき課題であります。

ゼロカーボンの推進は、環境保全のみならず、エネルギーコストの削減、防災力の強化、地域経済の循環、次世代への責任あるまちづくりといった多面的な効果をもたらすものであります。

本市のような地域においても無理に大規模な施策を追うのではなく、できることから着実に積み重ねる現実的な持続可能な取組が重要であると考えます。その第一歩として、方向性を市民と共有するゼロカーボン宣言は大きな意義を持つものであります。

今後、本市の特性を生かし、脱炭素の取組が行政、市民、事業者の協働の下、着実に進められることを期待いたします。

3番の国が推奨する容器包装と製品プラスチックの一括回収についてであります。

日置市では、これまでプラスチックごみのうち、プラマークの表示がある容器包装品のみ資源ごみとして収集し、バケツや歯ブラシなど、プラ表示のないプラスチックの製品は可燃ごみとして収集していましたが、ごみ分別収集方法の変更によって、プラスチック製品も資源ごみとして回収することで、可燃ごみを15%から20%削減できる見込みで、温室効果ガスの排出削減も期待できるとしています。

本市でもプラスチック製品ごみの分別収集について検討することができないか、市の考えを伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 本市の製品プラスチック分別収集方法につきましては、市内で発生する製品プラスチック全てを処理する設備が整っていないことから、既存設備で対応可能な処理量に制限し、環境センター内で選別回収を実施しております。

製品プラスチックの分別回収や、容器プラスチックとの一括回収につきましては、国が推奨する制度であり、環境負荷の軽減や、脱炭素社会の実現に向けた重要な取組であります。

本市においても、再資源化率が向上し、最終処分場の延命が期待できることから、実効的な取組について検討を進める段階にあると認識しております。

製品プラスチック分別収集の検討を進める際は、

市民目線で分かりやすい仕組みを模索し、市内の発生量やごみ処理施設の状況を踏まえ、民間事業者が持つ専門的な知識や設備を活用するなど、既存施設でごみ処理を継続しながら、資源循環に取り組める仕組みを構築することが重要だと考えております。

引き続き、他市の事例や実績を参考にしつつ、民間事業者と情報を共有しながら、実効性を伴う分別収集方法を調査・研究してまいります。

○8番（江口祥子君） 本市においても、一括回収が実現すれば、市民にとって分別が分かりやすくなり、回収率の向上が期待されます。特に、これは燃やすごみなのか、プラ資源なのか分かりにくいといった戸惑いを減らすことはごみ減量の大きな鍵になります。

国の方針を踏まえつつ、本市の実情に合った形で市民負担を増やすことなく、持続可能な資源循環体制を構築していくことを期待いたします。

最後に申し上げます。令和4年施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、地域の実情に応じた取組を後押ししています。容器包装と製品プラスチックの一括回収など、できるところから着実に進めることは、焼却量の削減、CO₂排出の抑制、さらには将来的な財政負担の軽減にもつながる可能性があります。

今、全国の多くの自治体がゼロカーボン宣言を表明し、具体策を積み重ねています。宣言そのものが目的ではありませんが、方向性を明確に示すことは、市民や事業者と歩調を合わせる上で大きな意義を持つものと考えます。

本市としても、プラスチック資源循環の推進をはじめとする具体的な施策を積み上げていくことが将来的なゼロカーボンへの意思表示へと自然につながっていくのではないのでしょうか。

まずは現実的な一歩から持続可能なまちづくりに向けた市長の前向きな御所見をお伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 担当課のほうから、今取り組んでいる内容をそれぞれ答弁をさせていただきました。

資源物として、実際は12で分別して出していたで

て、できるだけ資源化するようにという取組をしております。

それから、古着についてもPASSTO、市来庁舎、串木野庁舎、PASSTOということで、民間事業者と連携した取組を行っております。

ですから、これは受入れのほうもそうなんですが、市民皆さん方に細分化をするという川上の部分のお願いもしたくないし、我々、受皿というこの部分で施設整備であったり、体制整備であったり、そういうものが出てくると思います。

大きくは今おっしゃいました、2050年ゼロカーボン、地球温暖化防止、このことは大事だと思っておりますので、できることを積み上げていきたいと思っております。

○8番（江口祥子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（松崎幹夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（松崎幹夫君） 本日はこれで散会します。

散会 午後1時55分